

4月以降に65歳になられた方の介護保険料納入通知書の見方

こちらに記載のある方は、すでに口座振替の手続きが完了しているため、納付書を同封しておりません。

振替日は、各納期限日です。

この情報を元に**所得段階**が決定します。(詳細は介護保険料算定方法をご覧ください。)

【見本】

令和 年度
※ ■ 介護保険料納入通知書

対象の方

介護保険料額が下記のとおり決定しましたので通知します。
令和 年 8 月 日

静岡県菊川市長 長谷川 寛彦

被保険者番号	世帯番号	決定理由	確定賦課
被保険者氏名		徴収方法	普通徴収
生年月日	昭和 年 月 日	特別徴収義務者	
性別		特別徴収対象年金	

下記に記載のある方は口座振替による納付です。

金融機関	銀行
口座種別	
口座番号	
口座名義人	

年間保険料	円
-------	---

【保険料算定の根拠】

合計所得金額	円
年金収入額	円
本人の課税状況	非課税
世帯の課税状況	非課税
老齢厚生年金	なし
その他の事由	

【所得段階】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

翌年度4月・6月・8月の特別徴収額徴収の期別額は本年度2月の特別徴収額になります。

<お問合せ先>
菊川市 長寿介護課 介護保険係 TEL 0537-37-1253

【保険料額】

月	特別徴収(円)	期別	普通徴収(円)	普通徴収の場合納期限
4月		第1期		令和 年 4月30日
5月				
6月		第2期		令和 年 6月30日
7月				
8月		第3期		令和 年 8月31日
9月				
10月		第4期		令和 年 11月1日
11月				
12月		第5期		令和 年 12月27日
1月				
2月		第6期		令和 年 2月28日
3月				
計		計		
合 計 額			円	

今年度に菊川市へ納付していただく年間保険料額(月割)です。

【算出方法】

所得段階別保険料額(年額) ÷ 12 ヶ月
× 加入月数 = 年間保険料額

例えば6月5日に65歳の誕生日を迎えた場合
本年度の介護保険料(菊川市への納付分)は、6月～翌年3月までの10か月分が計算されます。

各期に納付していただく金額が記載されています。指定の納期限までにお支払いください。

※納期限までに必ず納付をお願いします(年金から天引きされません)。

※初回納付(第3期)分から口座振替を希望される場合は、8月15日までに口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。

納期ごとの保険料額は、年間保険料額を支払回数で割ったものです。通常、4月から翌年3月までの12か月分を年6回に分けて納めていただいています。そのため、例えば8月納期分が必ずしも8月分ということではありません。